別紙１

契　　約　　書（案）

　件　　　名　　　令和８年度会議における速記録作成業務　一式

　請負代金額　　　別表のとおり

　発注者　支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長　塩崎　正晴、支出負担行為担当官文部科学省大臣官房会計課長　常盤木　祐一、支出負担行為担当官文部科学省研究開発局開発企画課長　嶋崎　政一、支出負担行為担当官金融庁総合政策局秘書課長　八木　瑞枝、（以下「甲」という。）と請負者　（落札者）（以下「乙」という。）との間において、上記件名について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

1. 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。

第２条　請負期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

第３条　請負場所は、甲の指定する場所とする。

第４条　完了通知書は、毎月業務完了後に、科学技術・学術政策研究所発注分については科学技術・学術政策研究所総務課用度係に、文部科学省については文部科学省大臣官房会計課用度班に、文部科学省研究開発局開発企画課発注分については文部科学省研究開発局開発企画課に、金融庁発注分については金融庁総合政策局秘書課管理室調達係に送付するものとする。

第５条　請負代金は、毎月月末に、成果物を納品した会議開催時間に、別表単価表に記載の発注納期ごとの契約単価を乗じて得た金額を会議毎に算出し、当該月の合計金額を１回に支払うものとする。

なお、上記の会議開催時間について、会議毎に３０分未満の会議の場合は、３０分として計算するものとし、３０分を超える会議の場合は、以後１５分単位で計算し、１５分未満の端数は切り上げるものとする。

また、会議毎の金額に１円未満の端数が生じた場合は、乙はその端数を切り捨てて算出するものとする。

第６条　請負代金の請求書は、科学技術・学術政策研究所発注分については科学技術・学術政策研究所総務課経理係に、文部科学省については文部科学省大臣官房会計課用度班に、文部科学省研究開発局開発企画課発注分については文部科学省研究開発局開発企画課に、金融庁発注分については金融庁総合政策局秘書課管理室調達係に送付するものとする。

第７条　契約保証金は免除する。

第８条　本件業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利は甲に帰属する。

第９条　乙は、成果物に関する著作者人格権の行使をしないものとする。

第10条　乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者（第１７条第２項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

　　２　乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。

第11条　乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 （文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

　　２　乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

一　甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（第１７条第２項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二　甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。

第12条　乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。

一　個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとし、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。

二　業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。

三　紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。

四　業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面にて確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。

　　２　乙は、甲から預託された個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。

第13条　甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

第14条　乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。

第15条　乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

　　２　乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）ようとする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。（下請負等が請負者の子会社(会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）

　　３　乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

第16条　乙は、前条第２項又は第３項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

　　２　乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。

　　３　前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

第17条　前２条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

　　２　乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

　　３　乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第９条から第１３条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

第18条　甲は、乙が正当な理由なくして第１０条から第１７条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。

　　２　乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正利用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとする。

第19条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払総額の

１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二　公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

　　２　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払総額の

１０分の１に相当する額のほか、契約期間全体の支払総額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

二　前項第１号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第３号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　前項第２号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

　　３　乙は、契約の履行を理由として第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

　　５　乙は、この契約に関して、第１項及び第２項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

第21条　甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

　　２　乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合においては、契約期間全体の支払総額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

　　３　前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第22条　乙は、自ら又は下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第23条　この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

２　製造請負契約基準第２６第２項中の「請負代金額の１０分の１に相当する額」を「解除部分の請負代金額の１０分の１に相当する額」に読み替えるものとする。

第24条　この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第25条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

第26条　この契約に関する訴えの管轄は、科学技術・学術政策研究所、文部科学省、金融庁所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

　上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

　この契約書は、２通作成し双方で各１通を所持するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　東京都千代田区霞が関三丁目２番２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　支出負担行為担当官

　　　　　　　　　　　　　　　　　　科学技術・学術政策研究所長

塩崎　正晴

　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都千代田区霞が関三丁目２番２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　支出負担行為担当官

文部科学省大臣官房会計課長

常盤木　祐一

　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都千代田区霞が関三丁目２番２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　支出負担行為担当官

　　　　　　　　　　　　　　　　　　文部科学省研究開発局開発企画課長

嶋崎　政一

　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都千代田区霞が関三丁目２番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　支出負担行為担当官

金融庁総合政策局秘書課長

八木　瑞枝

　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　（落札者）